

反汚職法

カンボジア王国の憲法を理解し、
カンボジアの王国政府の任命に関する 2008 年 9 月 25 日付けの勅許第 NS/RKT/0908/1055 号を理解し、
閣僚評議会の組織及び権能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付けの勅許第 02/NS/94 号を理解し、
閣僚評議会の創設に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付けの勅許第 NS/RKM/0196/09 号を理解し、
憲法院の組織及び権能に関する法律を公布する 1998 年 4 月 8 日付けの勅許第 ChS/RKM/0498/09 号を理解し、
憲法院の組織及び権能に関する法律の改正法を公布する 2007 年 1 月 31 日付けの勅許第 NS/RKM/0107/005 号を理解し、
カンボジア王国のサムデック首相及び閣僚評議会の議長の提言に従い、
次の法律を公布する。

以下のとおり、第 4 期の国民議会会議において 2010 年 3 月 11 日付けで国民議会により承認され、第 2 期の上院議会において 2010 年 3 月 19 日付けで上院によりその形式及び法的概念の全体が可決され、かつ、合憲性につき判断する憲法院が 2010 年 4 月 1 日付けの決定第 110/003/2010 号により合憲であることを宣言した反汚職法

第 1 章 一般条項

第 1 条 目的

本法の目的は、あらゆる形式の役務の有効性を促進し、かつ、統率及び国家統治における良い統治及び法の支配を強化するほか、社会の発展及び貧困の減少の基礎となる品位及び正義を維持することにある。

第 2 条 目標

本法の目標は、国民の参加及び支援並びに国際協力を得て汚職の犯罪を抑制するための教育、防止策及び法の執行という手段を通じ、汚職に対抗することにある。

第 3 条 適用範囲

本法は、本法が効力を発した後に発生する、カンボジア王国全体のすべての部署 / 部門及びすべての階層におけるあらゆる形式の汚職に適用する。

第 4 条 定義

本法における専門用語は、次による。

1. 汚職罪とは、本法の第 6 章に規定する犯罪行為を指す。
2. 公務員とは、次の者をいう。
 - a. 永続的か一時的かを問わず、支払いの有無を問わず、かつ、その役職又は

- 年齢にかかわらずに、法定基準を満たす辞令により任命された立法機関、行政機関又は司法機関に在職する者
- b. 官公庁（カンボジア王国の法律において規定された公的機関又は公営企業その他の公共施設を含む。）に在職するその他の者
3. 外国公務員とは、任命されるか選出されるかを問わず、外国の立法機関、行政機関又は司法機関に在職する者、及び外国（公的機関又は公営企業を含む。）のために公的役割を担っている外国人をいう。
4. 公的国際組織の職員とは、国際公務員、又は当該組織を代理して行為する権限を当該組織により付与されている者をいう。
5. 選挙を通じて公職を与えられた市民とは、上院、国民議会、首都評議会、州評議会、特別市評議会、郡評議会及び区評議会の議員、並びにサンカット／コミュニティ評議会の議員のほか、他の公的役割を担うために選挙を通じて公職を与えられた市民をいう。
6. 裁判官とは、公判判事及び起訴判事をいう。
7. 法人とは、法人格を有する人の集団又は財団をいい、権利及び義務の主体となる。
8. 市民社会とは、経済的、社会経済的、政治的、科学的、文化的及び宗教的な便益を保護するために創設されたコミュニティ又は人の集団、すなわち、社団、非政府組織及び政党をいう。
9. 便益とは、次をいう。
- a. 現金又は貴重品その他の品目の財産において付与される、法律上認められていない贈答品、融資、料金、褒賞又は手数料
- b. 仕事、役職、役割又は合意若しくは契約
- c. 全部か一部かを問わず、借入金、義務又は債務の支払い、除外、免責又は清算
- d. その他の役務又は優遇（罰がすでに確定しているか否かを問わず、いずれかの行為に対する罰、又は民事罰若しくは刑事罰の手續に関し、保護を与えることを含む。）
- e. 権利、権力又は職務の行使又は不行使
- f. 上記第 a 号、第 b 号、第 c 号、第 d 号及び第 e 号の趣旨の範囲内にある、条件の有無を問わない、利益の供与又は約束
10. 贈答品とは、合意に基づくものとはみなされず、かつ、慣習又は伝統に従った贈答品として付与されるものでもない、ある者に対して又はある者の便益のために付与される財産又は役務をいう。
11. 利益相反における利益とは、ある者の公務の遂行に影響を及ぼすか又は影響を及ぼすように見える可能性のある、現金の形式による利益、政治的利益、家族のための利益、又は個人的利益をいう。
12. 財産とは、動産か不動産か、有形か無形かを問わず、あらゆる種類の資産、及び当該資産の所有権又はこれに存する利益を証明する法的文書又は証書をいう。
13. 凍結とは、裁判所が発する命令に基づき、財産の移転、変更、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること、又は財産を一時的に保管若しくは管理下に置くことをいう。
14. 押収とは、裁判所が発する命令に基づき財産を一時的に差し押さえること

- をいう。
15. 汚職の利得とは、汚職行為の実行を通じて直接又は間接に発生するか又は取得された財産をいう。
 16. 報酬とは、職務、等級、雇用又は労働から発生する金銭的利得（給与、料金その他の対価を含む。）をいう。
 17. 未遂とは、次の条件が満たされた場合に処罰される可能性のある汚職行為をいう。
 - a. 実行犯が犯罪の実行に着手した、すなわち、実行犯が犯罪を実行しようとする直接の故意をもって行為した。
 - b. 実行犯が犯罪の実行を自己の意思により中止することはしなかったが、実行犯の意思によらない事由の影響により、犯罪の実行の継続が阻害又は妨害された。
直接の故意なくして行われた犯罪の実行の準備は、犯罪の実行の着手にはあたらない。
 18. 教唆犯とは、次の者をいう。
 - a. 指示又は命令により、汚職の実行を手引き / 教唆する者
 - b. 自己の権力又は権限に関して付与、約束、脅迫、扇動、誘導又は濫用を行うことにより、汚職を容易にする者
 19. 幫助犯とは、自己が補助又は支援することを通じて、汚職罪の未遂又は既遂を故意に容易にする者をいう。
 20. 原反汚職ユニットとは、2006年8月22日付け政令第84ANKr.BK号に基づき創設された反汚職ユニットをいう。

第2章 反汚職機関

第5条 反汚職機関

反汚職機関は、国家反汚職評議会及び反汚職ユニットから構成される。

反汚職機関は、政令により決定されるその任務を遂行する際に公式に使用するための独自のロゴ及び印章を有する。

第1節 国家反汚職評議会

第6条 国家反汚職評議会の設立

国家反汚職評議会は、反汚職業務についての手引き / 助言及び提案を提供するために創設される。国家反汚職評議会は、次の評議員11名から構成される。

1. 国王陛下により任命される高官1名
2. 上院により全上院議員の投票数の絶対多数をもって選定される高官1名
3. 国民議会により全国民議会議員の投票数の絶対多数をもって選定される高官1名
4. 王国政府により選定される高官1名

5. 国家監査局により又は同局の中から選定される高官 1 名
6. 国会関係監査省により又は同省の中から選定される高官 1 名
7. 法律家評議会により又は同評議会の中から選定される高官 1 名
8. 法律・司法改革評議会により又は同評議会の中から選定される高官 1 名
9. 司法官職高等評議会により又は同評議会の中から選定される高官 1 名
10. カンボジア人権委員会により選定される高官 1 名
11. 反汚職ユニットの委員長

国家反汚職評議会の各評議員は、次の要求事項を満たさなければならない。

出生時からクメール国籍を有する。

最高レベルの道徳的行動及び良い評判を備えている。

軽罪又は重罪を犯したことがなく、かつ、破産を宣告されていない。

高等教育以上の学位を有する。

社会における就業経験が 10 年以上ある。

年齢が 45 歳以上である。

第 7 条 任期、解任及び後任

国家反汚職評議会のすべての評議員は、5 年を任期として勅許により任命される。当該任期は、更新することができる。

国家反汚職評議会の評議員が、死亡するか、辞任するか若しくは解任されるか、又は委任期間が終了する前の 6 か月以上の間、何らかの理由でその任期を務めることができない場合には、その後任として、新しい評議員を任命する。

国家反汚職評議会の評議員の地位は、当該評議員が軽罪又は重罪につき有罪である旨の判決が裁判所により言い渡された時点で、自動的に終了する。

上記の場合、国家反汚職評議会の議長は、会議を招集し、当該評議員の地位の終了又は解任、及び本法第 6 条（国家反汚職評議会の設立）に従う、後任としての新しい高官の選定に関し、決定を行い、かつ、適切な措置を講じる。

第 8 条 議長及び副議長の選定

反汚職評議会の議長及び副議長は、最高齢の評議員が招集する最初の会議において実施される評議員による投票において、投票数の絶対多数をもって選出する。この最初の選挙において結論が出なかった場合、次の選挙は、投票数の比較多数を利用する。

国家反汚職評議会の議長が欠席するか又はその職務を果たすことができない場合には、副議長がその代わりを務める。

反汚職ユニットの委員長は、国家反汚職評議会の議長又は副議長の座に立候補することができない。

第 9 条 国家反汚職評議会の評議員の等級

国家反汚職評議会の評議員の等級は、次による。

議長は、副首相と同等の等級にある。

副議長は、上級大臣と同等の等級にある。

評議員は、大臣と同等の等級にある。

第 10 条 国家反汚職評議会の職務

国家反汚職評議会は、次の職務を担う。

汚職と戦うための戦略及び方針を策定する。

反汚職業務に関して反汚職ユニットに助言及び提案を提供する。

反汚職ユニットの活動を監督する。

反汚職ユニットに報告及び説明を求める。

反汚職ユニットの活動について首相に報告する。

首相に対して半年ごと及び1年ごとの報告を行う。

国家反汚職評議会の業務を行うための内規を策定及び採択する。

第2節 反汚職ユニット

第11条 反汚職ユニットの設立

反汚職ユニットは、その職務を独立して遂行するために設立される。

反汚職ユニットは、上級大臣と同等の等級にある委員長1名が指揮を執り、これを大臣と同等の等級にある複数の副委員長が補佐する。

委員長及び副委員長は、首相の要請に応じ、勅許により任命される。

反汚職ユニットの組織及び権能は、政令により定める。

第12条 反汚職ユニットの委員長及び副委員長の資格

委員長及び副委員長は、次の要求事項を満たさなければならない。

出生時からクメール国籍を有する。

最高レベルの道徳的行動及び良い評判を備えている。

軽罪又は重罪を犯したことがなく、かつ、破産を宣告されていない。

高等教育以上の学位を有する。

社会における就業経験が7年以上ある。

年齢が35歳以上である。

第13条 反汚職ユニットの職務

反汚職ユニットは、次の職務を担う。

汚職に関係する法律、命令及び規則（有効なもの）を施行する。

国家反汚職評議会の戦略及び方針に従い、反汚職活動計画を策定する。

汚職を防止し、かつ、これに対抗するための業務を指示する。

有効な手続に合致する形で、省庁、機関、公的部門及び私的部門における汚職慣行に関し、監視、捜査、確認及び研究を行い、かつ、対策を提案する。

汚職に関するすべての告発を受理及び検討した上で、措置を講じる。

汚職に関係する文書及び情報を検索、検討及び編纂する。

汚職関係の情報源の秘密性を厳格に保持する。

内部告発者の安全を守るために必要な措置を講じる。

本法に規定する資産及び負債の申告システムを管理する。

汚職の悪影響に関する大衆教育及び周知を行い、かつ、汚職の防止及び汚職への対抗に市民が参加するのを奨励する。

国家反汚職評議会及び反汚職ユニットのための年間予算を作成／検討及び提案

する。

国家反汚職評議会の評議員又は国民議会の議員から挙げられた質問に口頭又は書面により返答する。

国家反汚職評議会に役務を提供する。

反汚職ユニットの下にある職員の任命，異動，監督，又は任命若しくは異動の提案を行う。

国境を越える汚職に対抗するために，国内組織，宗教組織及び国際組織と協力する。

国家反汚職評議会に対して反汚職ユニットのすべての活動を報告する。

汚職を防止するために，有効な法令に最初に従わなかった被疑者に対して警告を行う権限を有する。

第 14 条 反汚職ユニットの職員

反汚職ユニットの職員は，ユニットのための業務を行うために任命，異動又は配属を受けた者，及び契約職員を含む。これらの職員は，有効な法律その他関連する法規範の条項に従わなければならない。反汚職ユニットの委員長は，反汚職に関する技術的専門知識を提供させるために，ボランティアとして又は契約に基づき，現地の又は国際的な熟練者，専門家又は研究者を採用することができる。

第 15 条 反汚職ユニットの支部／ネットワーク

反汚職ユニットは，その支部／ネットワークを担う事務所をカンボジア王国の首都並びにすべての特別市及び州に設けることができる。

反汚職事務所は，反汚職ユニットの委員長による統率の下でその業務を行う。反汚職事務所は，所長 1 名が指揮を執り，これを複数の副所長が補佐する。

第 3 章

反汚職機関のための予算及び資源

第 16 条 反汚職機関のための予算及び資源

反汚職機関は，その活動のために個別の予算法案を有し，当該法案は，閣僚評議会の予算法案に含められる。

反汚職機関は，王国政府から必要な資源を受領し，かつ，国内組織及び国際組織から寄付又は支援を受ける権利を有する。反汚職機関は，利益相反につながる支援を受けない。

第 4 章

資産及び債務の申告

第 17 条 資産及び債務の申告を要求される者

就任時及び離任時に，次の者は，資産が国の内外のいずれにあるかにかかわらず，書面又は電子的形式により，自己の資産及び債務の申告を行うものとし，かつ，これを反汚職ユニットに対して本人が直接行うものとする。

1. 上院議員，国民議会議員及び王政政府の構成員
2. 特定の権能を有するよう任命された公務員
3. 国家反汚職評議会の評議員，並びに反汚職ユニットの委員長，副委員長及びすべての職員
4. 勅許又は政令により任命された役人，警察官，軍人その他の公務員
5. 省令により任命され，かつ，国家反汚職評議会との協議の上で，反汚職ユニットが資産及び債務の申告対象者名簿に列挙することを決定したその他の職員
6. 公判判事，検察官，公証人，裁判所事務官及び廷吏
7. 市民社会の長

第 18 条 資産及び債務の申告制度

本法第 17 条（資産及び債務の申告を要求される者）に列挙する者は，1 月初旬に，かつ，1 月 31 日までに，自己の資産及び債務を 2 年ごとに申告するものとする。資産及び債務の申告は，就任後 30 日以内に行うものとする。2 回目の申告は，3 年目の 1 月に行うものとし，最後の資産及び債務の申告は，離任前 30 日以内に行うものとする。解任であることが理由で離任する前に申告を行うことができない場合，申告は，離任後 30 日以内に行うものとする。

本法第 17 条（資産及び債務の申告を要求される者）に列挙する者のうち，在任中のものは，反汚職機関が本法第 54 条（国家反汚職評議会及び反汚職ユニットの組織及び権能）に規定するように設立されてから 60 日以内に，最初の資産及び債務の申告を行うものとする。

資産及び債務の申告に関する形式及び手続は，反汚職ユニットの決定により定める。

第 19 条 資産及び債務の申告対象者として列挙されていない被疑者

反汚職ユニットからの捜査を受け，かつ，その決定を下された後に，汚職の被疑者は，本法第 17 条（資産及び債務の申告を要求される者）及び第 18 条（資産及び債務の申告制度）に規定する資産及び債務の申告対象者名簿に列挙されていない場合であっても，書面又は電子的形式により，自己の資産及び債務の申告を行うものとする。

上記に規定する被疑者の資産及び債務の申告は，最終段階まで，本法第 18 条（資産及び債務の申告制度）に規定する形式及び手続を遵守するものとする。

第 20 条 資産及び債務の申告に関する文書管理

個々人の申告に関する個人的文書については，高度な秘密性を保持するものとする。当該文書は，反汚職ユニットが策定する指針に従い，電子的形式において作成し，コード番号を付した上で，写しを 2 部作成する。当該写しは，別個の封筒に封入した上で，1 部は関係する個人が保管し，もう 1 部は反汚職ユニットが保管する。封入した封筒には，反汚職ユニットの委員長又は代理人の署名及び捺印に加え，関係する個人の拇印を付す。

反汚職ユニットの委員長は，必要に応じて，捜査のために上記の封筒又は電子文書を開封する旨を決定することができる。

資産及び債務の申告に関する文書は，受領後 10 年間，反汚職ユニットで保管する。

資産及び債務の申告に関する封筒又は電子文書の開封手続は、反汚職ユニットが決定する。

第 5 章 汚職罪に関する手続及び管轄当局

第 21 条 汚職罪施行のための手続

刑法に規定する汚職罪及び本法に規定する汚職罪を施行するための手続は、本法に別個の手続がない場合、刑事訴訟法に規定するように施行する。

第 22 条 汚職罪捜査を管轄する職員

司法警察職員としての地位を与えられた反汚職ユニットの委員長、副委員長及び職員は、本法に規定する汚職罪及び刑法における汚職罪を捜査する権限を有する。

本法に規定する汚職罪及び刑法に規定する汚職罪に気付いた他の部門は、反汚職ユニット又は同ユニットの首都若しくは特別市 / 州の支部に対し、汚職の告発を行うものとする。

第 23 条 反汚職ユニット職員の司法警察としての任命

反汚職ユニットの委員長及び副委員長は、その職務を遂行するために、司法警察職員としての地位を法的に付与される。

反汚職ユニットの職員には、刑事訴訟法の条項に従い、司法警察職員としての地位を付与することができる。

反汚職ユニットの委員長は、司法省の省令を通じて司法警察職員としての地位を付与された反汚職職員の名簿を作成することにつき責任を負う。

第 24 条 宣誓

司法警察職員として任命された反汚職ユニットの委員長、副委員長及び職員は、刑事訴訟法第 63 条（司法警察職員による宣誓）に規定する条件に従い、各々の任務を果たす際に正直であることを誓わなければならない。

第 25 条 反汚職ユニットの捜査権限

司法警察として任命された反汚職ユニットの職員は、刑事訴訟法の条項及び本法の条項を遵守して汚職罪の捜査を実行するものとする。

司法警察として任命された反汚職ユニットの職員は、汚職罪の捜査につき責任を負う。ある汚職罪の捜査過程において別の犯罪が発覚した場合において、その犯罪事実が反汚職ユニットが捜査している汚職罪に関係するときには、反汚職ユニットの職員は、当該犯罪の捜査を最終段階まで継続することができる。

反汚職ユニットは、裁判所による命令がない限り、汚職罪以外の犯罪を捜査することができない。

裁判所は、裁判所の審判業務を容易にするためのフォレンジック調査を行うよう反汚職ユニットに命令することができる。

これらの捜査の枠組みにおいては、刑事訴訟法第 85 条（現行犯捜査における司法警察職員の権限）、第 91 条（捜索）、第 94 条（現行犯捜査の場合の出頭命

令)、第 114 条(予備捜査のための出頭命令)に反し、反汚職ユニットの委員長又は正式な配属を受けた代表者は、被疑者を逮捕する段階まで、検察官の役割の代わりに、上記の職員の任務を指揮、調整及び管理する責務を負う。

逮捕後、検察官は、刑事訴訟法の条項に規定される自己の権限を行使する。

各捜査の終了時に、反汚職ユニットは、刑事訴訟法の条項に合致する形で、その後の措置のために、検察官に対してすべての事実を報告する。

第 26 条 反汚職ユニットの特権

反汚職ユニットの委員長は、ある汚職罪事件に関与していたことが実質的に証明された個人のすべての役割を停止させるよう関係当局に求めることができる。

被疑者が外国に逃亡した場合、反汚職ユニットの委員長は、有効な条項に従い、身柄引渡しを行うよう関係当局に求めることができる。

反汚職ユニットは、刑事訴訟法に従い、適切な場所を留置部屋として永続的又は一時的に設定することができる。反汚職ユニットは、留置のための適切な永続的又は一時的な場所を設置する資力がない場合、反汚職ユニットにより逮捕された被疑者を勾留するよう管轄機関に求めることができる。

第 27 条 監視に関する反汚職ユニットの特権

刑事訴訟法第 105 条(通信傍受の禁止)及び第 172 条(捜査判事により命令された通信傍受)に反し、汚職罪につき明確な嫌疑がある場合、反汚職ユニットは、次を行うことができる。

銀行口座又は銀行口座と同一とされるその他の口座を確認し、観察下に置く。

公証文書若しくは個人的文書又はすべての銀行文書、財務文書及び商業文書を確認し、これらの写しの提供を命じる。

監視、監督、傍受、録音及び撮影、並びに電話傍受を実施する。

文書及び電子的システムに保管された文書を確認する。

真正な証拠を収集することを目的とした活動を行う。

上記手段は、専門家の秘密の侵害としてみなされない。銀行の秘密は、本法の条項における汚職罪に関係する証拠を提供しないことの正当事由として機能しない。

第 28 条 個人の資産の凍結に関する反汚職ユニットの特権

反汚職ユニットの委員長の要請に応じ、王国政府は、本法に規定する犯罪及び刑事訴訟法に規定する汚職罪を実行した個人の資産を凍結するよう、控訴裁判所の検事総長又は特別市/州の裁判所の検察官に対して命令することができる。

上記前段に規定する個人の資産は、受領した資金、又は当該個人に帰属する資産を形成する資金を含む。

第 29 条 公的機関との協力における反汚職ユニットの特権

反汚職ユニットの委員長は、捜査業務において反汚職ユニットの職員と協力するよう、公的機関、政府職員、選挙を通じて公職を与えられた市民及び私的部門(すなわち、金融機関)の関係する部署に命令することができる。

また、反汚職委員会の委員長は、その捜査業務に関係するフォレンジック調査の際に国家機関と国際機関とが協力するよう求めることができる。

第 30 条 押収

押収は、刑事訴訟法に従い実施する。

第 31 条 刑事法廷における手続

汚職罪に関係する刑事事件に関し、裁判所は、告発を受けた後、可及的速やかに公判を開くものとする。

第 6 章 汚職罪及び罰則

第 32 条 刑法に規定される汚職罪

本法に規定する犯罪行為に加え、次に掲げる犯罪行為も、本法の一部として施行される汚職罪である。刑法第 278 条（被用者による収賄）、第 279 条（被用者に対する贈賄）、第 280 条（取締役等による収賄）、第 283 条（法人の刑事責任）、第 387 条（不正競売）、第 404 条（資金洗浄の定義）、第 405 条（科刑）、第 406 条（加重事由）、第 409 条（法人の刑事責任）、第 517 条（裁判官による収賄）、第 518 条（裁判官に対する贈賄）、第 519 条（法人の刑事責任）、第 547 条（偽証のための証人による収賄）、第 548 条（証人に対する贈賄）、第 553 条（通訳者による収賄）、第 554 条（通訳者に対する贈賄）、第 555 条（専門家による収賄）、第 556 条（専門家に対する贈賄）、第 559 条（法人の刑事責任）、第 592 条（公金横領の定義）、第 593 条（科刑）、第 594 条（収賄）、第 595 条（事業に対する受動的な影響の定義）、第 596 条（科刑）、第 597 条（横領の定義）、第 598 条（科刑）、第 599 条（不当優遇の定義）、第 600 条（科刑）、第 601 条（故意の破棄及び不正な横領）、第 605 条（贈賄）、第 606 条（事業に対する能動的な影響）、第 607 条（強要）、第 608 条（破棄及び横領）、第 625 条（法人の刑事責任）、第 637 条（虚偽の証明書を発行する能力を有する者による収賄）、第 638 条（虚偽の証明書を発行する能力を有する者に対する贈賄）、第 639 条（虚偽の証明書を発行するための医学の職能団体の構成員による収賄）、第 640 条（虚偽の証明書を発行するための医療の職能団体の構成員に対する贈賄）、第 641 条（すべての医療専門家に関する第 639 条及び第 640 条の軽罪の施行）、第 644 条（法人の刑事責任）。

第 33 条 外国公務員又は公的国際組織の職員による収賄

外国公務員又は公的国際組織の職員は、次のいずれかのために、贈答品、寄付、約束又は便益を権利がないのに直接又は間接に依頼、要求又は收受した場合、7 年以上 15 年以下の禁錮 / 懲役に処する。

1. 自己の職務を遂行するため、又は自己の役割上行う処理を促進する行為を行うため
2. 自己の職務を遂行しないため、又は自己の役割上行う処理を促進する行為を行わないため

第 34 条 外国公務員又は公的国際組織の職員に対する贈賄

外国公務員又は公的国際組織の職員に対し、次のいずれかのために、贈答品、寄付、約束又は便益を権利がないのに直接又は間接に供与した者は、5 年以上 10 年以

下の禁錮 / 懲役に処する。

1. 当該公務員又は職員にその職務を遂行させるため、又はその役割上行う処理を促進する行為を行わせるため
2. 当該公務員又は職員にその職務を遂行させないため、又はその役割上行う処理を促進する行為を行わせないため

第 35 条 権限濫用

公務員又は選挙を通じて公職を与えられた市民は、その職務を果たす際に又はその職務を果たす過程で、不法な利益を得るために法の執行を控える措置を講じるなどの行為を行った場合、2 年以上 5 年以下の禁錮 / 懲役及び 4 百万 (4,000,000) リエル以上 1 千万 (10,000,000) リエル以下の罰金に処する。

当該犯罪行為は、効力を発した場合、5 年以上 10 年以下の禁錮 / 懲役に処する。

第 36 条 不正蓄財

不正蓄財とは、個人の富における増加のうち、当該個人が当該増加につき自己の適法な収入との比較において合理的な説明を行うことができないものをいう。

最初の資産及び債務の申告の後、本法第 17 条（資産及び債務の申告を要求される者）及び第 19 条（資産及び債務の申告を要求されるその他の者）に規定する各者のうち、富の増加につき自己の適法な収入との比較において合理的な説明を行うことができないものは、説明できない財産の没収を受ける。没収財産のすべては、国有財産になる。

説明できない富の増加が本法に規定する汚職罪に関連する場合、当該富の所有者は、本法に従い罰する。

第 37 条 汚職利得罪

汚職利得とは、本法に規定する汚職利得であることを知りながら何らかの種類の物品を隠匿、保管又は運搬する行為をいう。次に掲げるいずれかの行為も、汚職利得とみなすことができる。

1. 汚職利得であることを知りながら物品の運搬を中継する行為
2. 明確に知りながら汚職利得から便益を得る行為

汚職利得から便益を得る行為は、2 年以上 5 年以下の禁錮 / 懲役及び 4 百万 (4,000,000) リエル以上 1 千万 (10,000,000) リエル以下の罰金に処する。

汚職利得から便益を得る行為は、当該犯罪行為が次に該当する場合、5 年以上 10 年以下の禁錮 / 懲役に処する。

1. 常習的である。
2. 専門的職務からの快適 / 便利な結果による。
3. 組織的集団による。

第 38 条 資産及び債務を申告しないことに対する罰則

本法第 17 条（資産及び債務の申告を要求される者）、第 18 条（資産及び債務の申告制度）及び第 19 条（資産及び債務の申告を要求されるその他の者）の規定に従い自己の資産及び債務を申告することをしないか、又は自己の資産を適切に申告することをしない者は、1 か月以上 1 年以下の禁錮懲役及び 10 万 (100,000) リエル以上 2 百万 (2,000,000) リエル以下の罰金に処するものとし、かつ、反汚職ユニ

ットに対して資産の申告を行うよう強制される。申告に抵抗した場合には、二重処罰が適用される。

反汚職ユニットの委員長は、本条を執行する前に、市民社会の長に書面により知らせるものとする。

第 39 条 汚職に関する秘密情報の漏えい

汚職に関する秘密情報を漏えいした者は、1 年以上 5 年以下の禁錮 / 懲役に処する。

厳格な秘密保持義務は、自己を弁護する権利の障害になることができない。

第 40 条 反汚職ユニットの業務に対する阻害又は妨害の罪

反汚職ユニットの職員による職務の遂行において脅迫又は阻害若しくは妨害を行った公務員、兵士、国家警察、選挙を通じて公職を与えられた市民、市民社会の被用者、外国公務員又は公的国際組織の職員は、2 年以上 5 年以下の禁錮 / 懲役及び 4 百万 (4,000,000) リエル以上 1 千万 (10,000,000) リエル以下の罰金に処する。

第 41 条 名誉毀損及び虚偽情報

反汚職ユニット又は裁判所に対して行われた汚職に関する名誉毀損又は虚偽情報による告発のうち、不要な調査・審問につながるものは、1 か月以上 6 か月以下の禁錮 / 懲役及び百万 (1,000,000) リエル以上 1 千万 (10,000,000) リエル以下の罰金に処する。

第 42 条 押収の対象である資産の不正利用

本法第 30 条 (押収) の規定に違反して差押えの対象である資産を権限なく移転、譲渡又は変更した者は、1 年以上 5 年以下の禁錮 / 懲役及び 2 百万 (2,000,000) リエル以上 1 千万 (10,000,000) リエル以下の罰金に処する。

第 43 条 少額汚職罪及び罰則

本法に規定する少額汚職を実行した者は、7 日以上 5 年以下の禁錮 / 懲役に処する。少額汚職は、次に掲げる判断基準を満たすものとする。

日常生活のために行われた。

少額において行われた。

社会にとって有害ではない。

反汚職ユニットが少額汚職罪として認識する評価 / 説明

第 44 条 未遂

刑法第 278 条 (被用者による収賄)、第 279 条 (被用者に対する贈賄)、第 387 条 (不正競売)、第 404 条 (資金洗浄の定義)、第 405 条 (科刑)、第 406 条 (加重事由)、第 592 条 (公金横領の定義)、第 593 条 (科刑)、第 597 条 (横領の定義)、第 598 条 (科刑)、第 599 条 (不当優遇の定義)、第 600 条 (科刑)、第 638 条 (虚偽の証明書を発行する能力を有する者に対する贈賄) 及び第 640 条 (虚偽の証明書を発行するための医療の職能団体の構成員に対する贈賄) 並びに本法第 35 条 (権限濫用) 及び第 40 条 (反汚職ユニットの業務に対する阻害又は妨害の罪) に規定する軽罪の実行の未遂は、軽罪の既遂犯と同様に罰する。

第 45 条 特定の汚職罪に科す付加刑

本法に規定する汚職罪に対する罰則に加え，次の一又は複数の付加刑を宣告することができる。

1. 永続的な又は 5 年以下の一定期間における特定の市民権の剥奪
2. 犯罪が職業上の行動において又は職業上の行動中に実行された場合，永続的な又は 5 年以下の一定期間における職業資格の剥奪
3. 重罪につき 10 年以下及び軽罪につき 5 年以下の期間における在留禁止
4. 永続的な又は 5 年以下の期間における有罪判決を受けた外国人のカンボジア王国の領土内への入国及び在留の禁止
5. 犯罪を実行するために使用されたか，又は犯罪を実行することを目的とした証書，物品その他の物件の没収
6. 犯罪が実行された対象である物件又は資金の没収
7. 犯罪から生成された資本又は財産の没収
8. 犯罪が実行された建物内の利得，物品及び家具の没収
9. 有罪判決を受けた者の一又は複数の車両の没収
10. 永続的な又は 5 年以下の期間における爆発物の所有又は所持の禁止
11. 永続的な又は 5 年以下の期間における犯罪を計画又は実行するために使用された施設の閉鎖
12. 永続的な又は 5 年以下の期間における一般に公開される又は公共の利用に供される事業の設立禁止
13. 公共調達からの排除
14. 2 か月以下の期間における有罪判決の掲示
15. 印刷媒体上での有罪判決に関する告示
16. 8 日以下の期間におけるあらゆる手段の視聴覚的伝達方法による有罪判決の公告

第 46 条 特定の法人に科す付加刑

第 37 条（汚職利得罪）に規定する犯罪を実行した法人は，1 千万（10,000,000）リエル以上 1 億（100,000,000）リエル以下の罰金の対象になり，かつ，次の付加刑を科される。

1. 解散
2. 裁判所の監視下への設置
3. 一又は複数の活動の禁止
4. 公共調達からの排除
5. 公共貯蓄の募集の禁止
6. 銀行が支払保証する小切手以外の小切手の発行禁止
7. 支払証書の発行禁止
8. 犯罪の計画又は実行に使用された施設の閉鎖
9. 一般に公開される又は公共の利用に供される事業の設立禁止
10. 犯罪を実行するために使用されたか，又は犯罪を実行することを目的とした証書，物品その他の物件の没収
11. 犯罪が実行された対象である物件又は資金の没収
12. 犯罪から生成された資本又は財産の没収

13. 犯罪が実行された建物内の利得，物品及び家具の没収
14. 有罪判決の掲示
15. 有罪判決の印刷媒体上での公表又は視聴覚的伝達手段上の公告

第 47 条 銀行記録の開示

当該開示が法律の条項に従い行われている場合には，貸付側団体又は金融機関は免責され，かつ，当該団体又は機関の長又は理事に対する刑事告発は行われぬ。ただし，資金の所有者又は取引の運業者との間でこれを偽造する旨の事前の合意があることが発覚した場合は，この限りでない。

第 48 条 没収

ある者が汚職につき有罪判決を受けた場合，裁判所は，当該者のすべての汚職利得（汚職行為から生成された財産，物品及び証書を含む）を没収するものとし，当該利得は，国家財産になる。

上記の没収対象の資産が元の資産の性質とは異なる財産に転換 / 変更されている場合，転換された資産は，それが所在する場所において没収の対象になる。

汚職利得がさらに便益その他の利益を生み出す場合には，当該便益及び利益のすべてについても没収する。

汚職利得が消失するか又は価値を失った場合，裁判所は，利得の清算を命令することができる。

第 49 条 汚職の利得の返還

資産及び汚職利得が外国において発見及び保管される場合，カンボジア王国の管轄当局は，国際協力を通じて当該資産及び利得をカンボジアに返還するよう請求するための措置を講じる。カンボジア王国は，カンボジアにおいて保管されている汚職利得を返還するよう要請する他の国に協力する。

第 7 章 身柄引渡し及び相互法律扶助

第 50 条 身柄引渡し条項

刑事訴訟法第 9 編第 1 部第 2 章の条項は，汚職罪に関係する事件における身柄引渡しに関して適用する。

第 51 条 相互法律扶助

汚職事件において，カンボジア王国の裁判所は，次のために，外国の管轄裁判所に権限を委譲することができ，かつ，外国の裁判所から権限を取得することもできる。

1. 裁判所の手段を通じて証拠を収集又は返答 / 応答する。
2. 裁判所の文書について知らせる。
3. 搜索，逮捕及び差押えを行う。
4. 目的物及び現場を検証する。
5. 情報を提供及び掲示する。

6. 調書の原本又はその正本及び関係書類（銀行取引明細書，会計取引，関係する機関の記録，関係する会社の記録及び取引記録，並びに真正の私的文書を含む。）を発行する。
7. 専門家証人その他の証人（捜査を支援すること又は訴訟手続に参加することに同意した勾留者を含む。）を特定又は提供する。
8. 犯罪及び犯罪手段から生成された資源，財産，設備及び物品を特定又は搜索する。
9. 汚職罪から得られた製品及び財産，並びに汚職罪に関して使用又は保管されている設備及び物品を一時的に保管下に置く。
10. 犯罪から生成された製品，財産，設備及び物品の差押え，没収又は返還の決定を執行する。
11. 上記に規定するすべての物件を没収するよう命じる。
12. 刑事訴訟法に基づき手数料について知らせる。
13. 刑事訴訟法に基づき被告人の取調べを行う。
14. 証人及び被疑者を発見及び特定する。

第 52 条 複数の国籍を有するカンボジア国民

反汚職機関及び関係する管轄当局は，複数の国籍を有するカンボジア国民の財産状況に関し，国際協力及び相互法律扶助を求める義務を有する。

第 53 条 相互法律扶助手続

相互法律扶助の実施に関する手続は，有効な条約又は二国間協定及び多国間協定並びに国内法において規定される原則に合致するものとする。

第 8 章 暫定条項

第 54 条 国家反汚職評議会及び反汚職ユニットの設立

本法の公布後，王国政府は，6 か月以内に国家反汚職評議会及び反汚職ユニットを設立するものとする。

原反汚職ユニットは，反汚職機関が設立されるまで，有効な法律に規定されるように反汚職の職務を遂行することにつき責任を負い，かつ，本法を周知させるものとし，反汚職機関が設立された後，原反汚職ユニットは，解散する。

第 9 章 最終条項

第 55 条 無効

本法に相反する規定は，無効とする。

第 56 条 公布

本法は，直ちに効力を発する。

第 57 条 法の施行

本法公布後，本法第 6 章に規定する条項以外の条項は，直ちに効力を発する。

本法第 6 章の条項は，刑法の完全施行から 12 か月後に効力を発する。

2010 年 4 月 17 日，プノンペンの王宮にて作成
署名捺印：ノロドム・シハモニ